

261034

第三号様式(1)

大量保有報告書
(法第27条の26第1項に基づく報告書) 変更報告書 No. (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号
X	14	A	399

関東財務局長 殿



氏名又は名称 弁護士 平 川 修

報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所

平成14年7月31日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社紀文フードケミファ	会社コード	4065
上 場 証券取引所	※① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上場 2 店頭	
本店所在地	〒104-8553 東京都中央区入船2-1-1		

頁 / 総 頁	1 / 9
---------	-------

提出者及び 共同保有者の総数	4 名
提出形態	※① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)



※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 ほか())			
フリガナ (カタカナ)	クレディ・スイス・ファースト・ボストン (ホールディング) リミテッド		
氏名又は名称	香港、セントラル、コンノート・プレイス8、トゥー・エクスチェンジ・スクウェア、45階および46階		
住所又は本店所在地	〒		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個 人	生年月日 年 月 日	(フリガナ)	
※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称	
人 職 業		勤務先住所	
法 設立年月日	63年3月22日	(フリガナ)	
※ 1 明治 ③ 昭和 2 大正 4 平成		代表者氏名	アンドリュー・キャトル
人 事 業 内 容	有価証券の取引・販売、債券または株式による資金調達および金融商品の販売業務等		
代表者役職	取締役		
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今 津 幸 子		
電 話 番 号	03(6888)1000		

発行会社の 会社コード	4065
----------------	------

頁 / 総頁	2 / 9
--------	-------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン(ホンコン)リミテッド
-----------------------	--------------------------------

3 保有目的

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バックラント	D 1,294,268株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 1,294,268株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 26,645,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 1,294,268株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 4.63%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 1,294,268株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 ...%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
(法第 27 条の 26 第 1 項に基づく報告書)

変更報告書 No.
(法第 27 条の 26 第 2 項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平 川 修 印 報告義務発生日 平成 14 年 6 月 30 日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成 14 年 7 月 31 日提出

第 1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社紀文フードケミファ	会社コード	4065
上 場 証券取引所	※ ① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上場 2 店頭	
本店所在地	〒104-8553 東京都中央区入船 2-1-1		

頁 / 総 頁	3 / 9
提出者及び 共同保有者の総数	4 名
提 出 形 態	※ ① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※	1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 ③ その他 (英国法上の無限責任会社))		
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル		
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	2年5月9日	(フリガナ)
法 人	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 ④ 平成		代表者氏名
	代表者氏名	ケヴィン・スタッド	代表者役職 マネージング・ディレクター
人	事業内容	デリバティブ商品取引業務等	
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子		
	電話番号	03(6888)1000	

発行会社の 会社コード	4065
----------------	------

頁 / 総頁	4 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル
-----------------------	-------------------------------

3 保有目的

自己勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	1,000株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バートラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 1,000株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 26,645,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 1,000株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.00%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 ---%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書 (法第27条の26第1項に基づく報告書) 変更報告書 No. (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年7月31日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社紀文フードケミファ	会社コード	4065
上 場 証券取引所	※ ① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※ ① 上 場 2 店 頭	
本店所在地	〒104-8553 東京都中央区入船2-1-1		

頁 / 総 頁	5 / 9
---------	-------

提出者及び 共同保有者の総数	4 名
-------------------	-----

提 出 形 態	※ ① 連 名 2 その他
---------	------------------

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏 名 又 は 名 称		クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	
フリガナ (カタカナ)		トキョウトキトラフモン シヤマジェイティートラストワー	
住所又は本店所在地		東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山Jトラストタワー	
フリガナ (カタカナ)			
旧 氏 名 又 は 名 称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明 治 3 昭 和 2 大 正 4 平 成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	59年2月10日	(フリガナ) オオモリ ススム
人	※ 1 明 治 ③ 昭 和 2 大 正 4 平 成		代表者氏名 大森 進
	事業内容	証券業務等	代表者役職 日本における代表者
事務上の連絡先 及び担当者名		〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子	
		電 話 番 号	03(6888)1000

発行会社の 会社コード	4065
----------------	------

頁 / 総頁	6 / 9
--------	-------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
-----------------------	---

3 保有目的

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 1,113,857株		I 株
対象有価証券が「トワラフ」	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 1,113,857株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 26,645,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 1,113,857株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 4.01%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 1,113,857株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 ...%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
(法第27条の26第1項に基づく報告書)

変更報告書 No.
(法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平 川 修 印 報告義務発生日 平成14年6月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
 アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年7月31日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社紀文フードケミファ	会社コード	4065
上 場 証券取引所	※ ① 東 京 2 大 阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上 場 2 店 頭	
本店所在地	〒104-8553 東京都中央区入船2-1-1		

頁 / 総 頁	7 / 9
提出者及び 共同保有者の総数	4 名
提 出 形 態	※ ① 連 名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏 名 又 は 名 称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン		
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地	スイス国チューリッヒ、8045、ユートゥリパーグ・ストラッセ 231		
フリガナ (カタカナ)			
旧 氏 名 又 は 名 称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明 治 3 昭 和 2 大 正 4 平 成		勤務先名称
人	職 業		勤務先住所
法 人	設立年月日	16年4月27日	(フリガナ)
	※ ① 明 治 3 昭 和 2 大 正 4 平 成		代表者氏名
人	代表者氏名	ダニエル・オース	代表者役職
	事業内容	スイス国内外の商業及び投資銀行業務、機関投資家向け投資顧問業務等	
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今 津 幸 子		
	電 話 番 号	03(6888)1000	

発行会社の 会社コード	4065
----------------	------

頁 / 総頁	8 / 9
--------	-------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン
-----------------------	---------------------

3 保有目的

投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	96,861株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バックラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 96,861株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年6月30日現在) S 26,645,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 96,861株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.36%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 ..%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(4)

発行会社の 会社コード	4065
----------------	------

頁 / 総 頁	9 / 9
---------	-------

提出者（大量保有者）の 氏 名 又 は 名 称	クレディ・スイス・ファースト・ポストン（ホンコン）リミテ ッド
----------------------------	------------------------------------

提出者及び 共同保有者の総数	4 名
提 出 形 態	※ ① 連 名 2 その他

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者

1	クレディ・スイス・ファースト・ポスト ン（ホンコン）リミテッド	11		21	
2	クレディ・スイス・ファースト・ポスト ン・インターナショナル	12		22	
3	クレディ・スイス・ファースト・ポスト ン・セキュリティーズ・ジャパン・リミ テッド	13		23	
4	クレディ・スイス・ファースト・ポスト ン	14		24	
5		15		25	
6		16		26	
7		17		27	
8		18		28	
9		19		29	
10		20		30	

2 上記提出者及び共同保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	1,000 株	株	96,861 株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 1,113,857 株		I 株
対象有価証券カーポートワラント	D 1,294,268 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株	K 株	
対象有価証券償還社債	F 株	L 株	
合 計	M 2,409,125 株	N 株	O 96,861 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 2,505,986 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 2,408,125 株		
		発行済株式総数 (平成14年6月30日現在)	S 26,645,000 株
		上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)	8.63 %
		直前の報告書に記載 された株券等保有割合	--- %

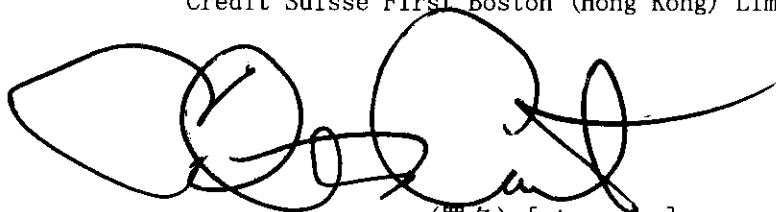
委任状

Hong Kong Special Administrative Region, People's Republic of China 法に基づき設立され、45th and 46th Floors, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong に住所を有す Credit Suisse First Boston (Hong Kong) Limited (以下「当社」という。)は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

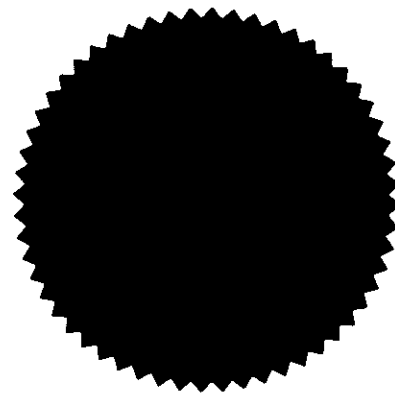
上記の証として、当社は、2002年4月 28 日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

Credit Suisse First Boston (Hong Kong) Limited



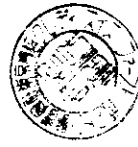
(署名) [signature]

氏名 : Christopher Carter
役職 : Director



(署名) [signature]

氏名 : Andrew Cattle
役職 : Director



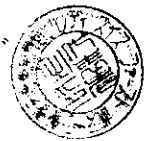
委任状

日本国法に基づき設立され、日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月29日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 大森 進



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国チューリッヒ、8045、ユートウリバー グ・ストラッセ 231
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インター ナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン(ヨーロ ッパ)リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・エクイ ティーズ・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン(ホンコ ン)リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、ト ウー・エクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・コーポ レーション	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11

委任状

England 法に基づき設立され、One Cabot Square, London E14 4QJ に住所を有す Credit Suisse First Boston International (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

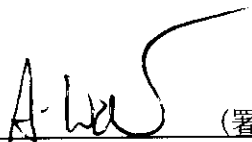
1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月9日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

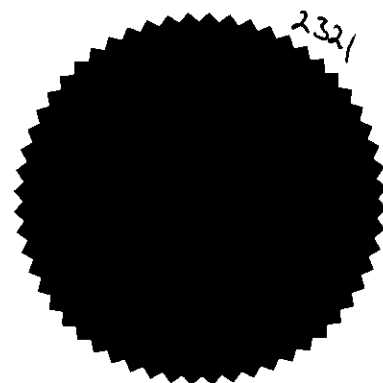
CREDIT SUISSE FIRST BOSTON INTERNATIONAL



(署名) signature

氏名: Nick Hornsey
役職: Member of Sealing Committee

(署名) signature

氏名: ANDREW WALTON
役職: Member of Sealing Committee



委任状

日本国法に基づき設立され、日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラタワーに住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月29日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 大森 進



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国チューリッヒ、8045、ユートウリパー グ・ストラーセ231
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インター ナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン(ヨーロ ッパ)リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・エキ ィーズ・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン(ホンコ ン)リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス8、ト ワー・イクスチェンジ・スクウェア、45階および 46階
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・コーポ レーション	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー11

委任状

日本国法に基づき設立され、日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月29日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 大森 進



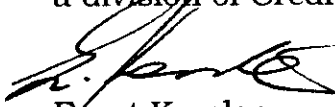
POWER OF ATTORNEY

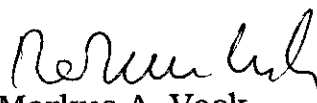
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that **Credit Suisse Asset Management**, a division of Credit Suisse First Boston, a corporation organized and existing under the laws of Switzerland with its principal office at CH-8045 Zurich (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 4th day of April 2002.

Credit Suisse Asset Management
a division of Credit Suisse First Boston


Ernst Kessler
Director


Markus A. Vock
Vice President

(訳文)

委任状

スイス法に基づき設立され存続し、本店をスイス国チューリッヒ CH-8045 に有するクレディ・スイス・ファースト・ポストン（クレディ・スイス・アセット・マネジメント部門）（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

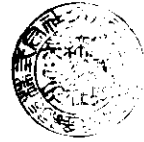
1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月4日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ポストン
（クレディ・スイス・アセット・マネジメント部門）

アーnst・ケスラー
取締役

マーカス・A・フォック
ヴァイス・プレジデント



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月29日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バレ



添付書類A

法人名	住 所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山J Tトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテ ッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシ ー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨ ーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サ ービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス 08、ル・ワシント ン44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリ ア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイ ス1、ゲートウェイ・ビルディング 32階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラ ーゲゲゼルシャフト エムペーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセツウルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リ ミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピータ ー・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティ ア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・ アラプケツェロ エルティ.	ハンガリー共和国 ブダペスト 1126、 ナジェ・イエノ・ウツツァ 12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ) ア ー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステ イッチニ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00